



平成31年3月1日

芽室町議会議長 広瀬重雄様

芽室町議会議会改革諮問会議

委員長 太田寛孝



議会改革諮問事項に対する答申事項

平成29年10月6日付けの広瀬重雄議長からの諮問事項について、以下の項目について答申する。

記

1 調査依頼項目

(1) 住民から見える「議会活動の評価」

2 提言内容

芽室町議会運営の基本理念である「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」の実現のために、情報公開と共有は欠くことのできない要素であることから、町民が議会活動に関して適正な理解を促されるよう、必要な措置の実施・検討について答申する。具体的な内容については、別紙記載のとおりとする。

住民から見える「議会活動の評価」に関する答申事項

平成31年3月1日

芽室町議会 議会改革諮問会議

住民から見える「議会活動の評価」に関する答申事項

平成29年10月6日に広瀬重雄議長から依頼のあった『住民から見える「議会活動の評価」』について、当諮問会議の調査、議論の結果、本町議会がさらに「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を実現・発展させるための改善方策として実施されることを期待し、次のとおり提言する。

記

議会基本条例第10条第1項では「議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります」と規定しているように、議会への町民参加を促すためには、情報公開と共有が欠くことのできない要素である。

しかしながら、町民が「議会活動に関する情報を共有している」か、客観的に把握した実態が乏しく、議会の活動が町民の理解を得、町民の福祉向上につながっているのか検証のすべがない。

また、同条第3項では「議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表する」ことを規定しているが、「自己評価」にとどまっている状況である。

これらの現状から、議会活動に関する町民意識の把握とともに議会情報の共有、並びに適正かつ公正な評価となるよう、次のとおり検討を願いたい。

1 答申項目

別紙の「議会活動の評価(案)」を参考とし、議会に関する評価方法を確立すること。

2 付帯意見

議会基本条例第10条第2項では「議会白書を町民に公表すること」を規定し、同条第4項では、「議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定める」こととしているが、具体的な規定を定めるに至っていないことから、必要なルールを定めるよう求めるものである。

住民から見える「議会活動の評価」

■評価対象

- ・ 議会活動（内容・実績）を評価対象とする

■評価をする者

- ①町民全体
- ②特定の町民等（議会改革諮問会議委員経験者・議会モニター経験者 等）

■手段・手法

- ①町民を対象とした無作為抽出によるアンケート調査を行う。
 - ・ 議会活動及び議会が実施する事業・活性化策等の理解度を評価する。
- ②特定の町民等を対象とした調査を行う。
 - ・ 議会基本条例に基づく議会活動について客観的評価を行う。
 - ・ この評価の実施にあたっては現在実施している「議会基本条例議員評価」の評価内容・項目についての見直しをするなど、町民等が理解しやすい評価方法を検討すること。

■評価の目的

- ①議会の活動全般に関する認識度の現状を測ること。
- ②議会の活動全般に関する認識度を高めるよう情報公開・共有の手法を改善につなげること。
- ③議会の活動全般を客観的に評価し、町民目線の議会活動のあり方に資すること。
- ④評価を通じて議会に関心を持つ町民層を増やすこと。